

議案第64号

取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

取手市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第80号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

人事院の勧告や特別職の職員の給与に関する法律の改正を踏まえ、給料表の改定、一般職の勤勉手当及び住居手当並びに特別職の期末手当の見直し等、所要の措置を講ずるため、取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。

取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(取手市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3から5まで (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3から5まで (略)</p>

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	

36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	

78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				

	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3（第5条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	185,600	211,600	251,300	294,300	320,200	362,900
	2	171,600	187,300	213,600	253,100	296,100	322,400	365,500
	3	173,400	189,100	215,600	254,900	298,200	324,500	367,900
	4	175,100	190,900	217,600	256,700	300,500	326,500	370,500
	5	176,500	192,700	219,600	258,400	302,200	328,700	372,400
	6	178,400	195,000	221,400	260,200	304,300	330,600	374,900
	7	180,200	197,300	223,400	261,800	306,300	332,800	377,200
	8	182,100	199,600	225,300	263,500	308,400	334,800	379,700
	9	183,700	201,600	227,400	264,800	310,300	336,500	382,100
	10	185,400	204,200	229,200	266,400	312,500	338,800	384,800
	11	187,100	206,700	231,000	267,700	314,600	341,000	387,400
	12	188,800	209,200	232,800	269,000	316,600	343,300	390,100
	13	190,600	211,400	234,600	270,400	318,700	345,300	392,500
	14	192,700	213,200	236,500	271,800	320,700	347,400	394,800
	15	194,800	215,000	238,400	272,900	322,800	349,600	397,000
	16	196,900	216,800	240,300	274,200	324,800	351,700	399,400
	17	199,000	218,700	241,800	274,900	326,500	353,700	401,200
	18	201,400	220,400	243,600	276,300	328,800	355,700	403,200
	19	203,800	222,300	245,400	277,700	330,900	357,700	405,100
	20	206,200	224,100	247,200	279,000	333,200	359,800	406,900
21	208,600	225,800	248,800	280,300	335,100	361,500	408,800	

22	210,400	227,600	250,200	281,500	337,100	363,500	410,600
23	212,100	229,400	251,400	282,800	339,200	365,300	412,400
24	213,900	231,200	252,700	284,300	341,200	367,400	414,300
25	215,800	232,800	254,000	285,500	343,100	369,100	416,100
26	217,500	234,500	255,200	287,200	345,200	371,100	417,600
27	219,300	236,200	256,500	289,200	347,100	373,100	419,100
28	221,000	237,900	257,700	291,200	349,100	375,100	420,700
29	222,900	239,100	258,800	293,100	350,900	376,900	422,300
30	224,700	240,900	259,900	295,000	353,000	379,000	423,600
31	226,500	242,700	261,100	296,700	354,800	381,100	424,900
32	228,300	244,500	262,200	298,500	356,900	383,100	426,100
33	229,900	245,900	262,700	300,200	358,300	385,000	427,300
34	231,600	247,400	263,900	301,900	360,300	387,100	428,600
35	233,300	248,700	265,000	303,700	362,200	389,200	429,900
36	235,000	250,100	266,000	305,400	364,300	391,100	431,100
37	236,200	251,400	266,800	307,200	366,200	392,800	432,300
38	238,000	252,700	268,000	308,800	368,300	394,300	433,100
39	239,800	253,900	269,000	310,600	370,300	395,600	433,900
40	241,600	255,100	270,000	312,100	372,300	397,000	434,700
41	243,000	256,200	271,200	313,800	374,300	398,200	435,300
42	244,400	257,400	272,400	315,600	376,400	399,300	436,000
43	245,700	258,400	273,700	317,500	378,500	400,300	436,700
44	246,900	259,500	274,900	319,400	380,500	401,300	437,400
45	248,200	260,100	276,000	321,100	382,200	402,500	438,200
46	249,300	261,200	277,400	323,000	383,900	403,700	439,000
47	250,300	262,300	278,700	324,900	385,500	404,800	439,400
48	251,200	263,400	280,100	326,700	387,200	406,000	440,100
49	252,000	264,200	281,900	328,100	388,600	407,300	440,600
50	253,100	265,400	283,600	329,700	389,600	408,100	441,000
51	254,200	266,400	285,100	331,100	390,600	408,900	441,400
52	255,300	267,500	286,500	332,800	391,600	409,600	441,800
53	255,800	268,700	288,000	334,300	392,900	410,100	442,200
54	257,000	269,500	289,600	336,000	394,000	410,800	442,600
55	257,900	270,900	291,200	337,600	395,100	411,500	443,000
56	259,000	272,100	292,700	339,400	396,300	412,100	443,300
57	259,900	273,100	294,100	340,300	397,600	412,800	443,600
58	260,900	274,600	295,800	342,000	398,400	413,200	444,000
59	261,700	275,800	297,600	343,600	399,200	413,800	444,300
60	262,700	277,200	299,400	345,200	399,900	414,400	444,600
61	263,800	278,800	300,800	346,800	400,400	414,800	444,900
62	264,500	280,400	302,600	348,500	401,100	415,400	
63	265,600	281,700	304,400	350,200	401,800	415,900	

64	266,500	283,200	306,100	351,900	402,500	416,400
65	267,600	284,600	307,400	353,500	402,800	416,900
66	268,800	285,800	309,100	355,100	403,500	417,500
67	269,800	287,200	310,500	356,700	404,200	417,900
68	270,700	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400
69	271,900	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800
70	273,300	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100
71	274,500	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400
72	275,800	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700
73	277,000	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000
74	278,200	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300
75	279,500	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600
76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900
77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100
78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400
79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700
80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000
81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200
82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500
83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200
94	300,600	324,200	350,600	384,200		
95	301,700	325,600	352,100	384,800		
96	303,000	326,900	353,600	385,300		
97	304,100	328,100	354,900	385,700		
98	305,300	329,400	356,100	386,100		
99	306,500	330,700	357,200	386,700		
100	307,700	332,000	358,400	387,200		
101	308,900	333,400	359,500	387,600		
102	309,900	334,300	360,600	388,100		
103	311,000	335,400	361,700	388,700		
104	312,000	336,600	362,900	389,200		
105	312,800	337,700	364,100	389,500		

106	313,400	338,800	364,600	389,900		
107	314,000	339,800	365,200	390,400		
108	314,700	340,900	365,800	390,700		
109	315,200	342,100	366,400	391,000		
110	315,700	343,100	366,900	391,500		
111	316,200	344,100	367,400	392,000		
112	316,800	345,000	367,900	392,500		
113	317,600	345,900	368,300	392,800		
114	318,300	346,800	368,700	393,300		
115	319,000	347,800	369,300	393,800		
116	319,700	348,800	369,800	394,300		
117	320,300	349,800	370,200	394,600		
118	321,100	350,300	370,700	395,100		
119	321,800	350,900	371,300	395,600		
120	322,600	351,500	371,800	396,100		
121	323,200	351,800	372,000	396,500		
122	323,500	352,200	372,500	397,000		
123	324,000	352,700	373,000	397,400		
124	324,500	353,100	373,400	397,900		
125	324,800	353,500	373,900	398,300		
126		353,900	374,400			
127		354,400	374,900			
128		354,800	375,400			
129		355,200	375,700			
130		355,600	376,200			
131		356,000	376,700			
132		356,400	377,200			
133		356,600	377,500			
134		357,100	378,000			
135		357,500	378,400			
136		357,800	378,800			
137		358,100	379,100			
138		358,500	379,600			
139		359,000	380,100			
140		359,500	380,600			
141		359,800	380,900			
142		360,300				
143		360,800				
144		361,300				
145		361,600				

再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、消防吏員で市長が定めるものに適用する。

第2条 取手市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(住居手当)</p> <p>第12条の3 住居手当は、<u>次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</u></p> <p>(1) <u>自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(市が設置する職員のための宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他市規則で定める職員を除く。)</u></p> <p>(2) <u>第12条の9第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(市が設置する職員のための宿舍その他市規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるもの</u></p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、<u>当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)と</u></p>	<p>(住居手当)</p> <p>第12条の3 住居手当は、<u>自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市規則で定める職員を除く。)</u>に支給する。</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、<u>当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額と</u></p>

する。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

する。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

3 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給

<p>(2) (略)</p> <p>3 から 5 まで (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>する場合には 100 分の 97.5 を乗じて得た額の総額</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3 から 5 まで (略)</p>
-------------------------------------	---

(取手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 取手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(昭和 32 年条例第 85 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 市長, 副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は, 取手市職員の給与に関する条例(昭和 32 年条例第 80 号。以下「給与条例」という。)第 20 条第 2 項, 第 4 項及び第 5 項の規定を準用して算出された額とする。この場合において, 同条第 2 項中「<u>100 分の 130</u>」とあるのは「<u>6 月に支給する場合には 100 分の 167.5, 12 月に支給する場合には 100 分の 172.5</u>」とし, 同条第 5 項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑, 困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と, 「職員の職の職制上の段階, 職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 市長, 副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は, 取手市職員の給与に関する条例(昭和 32 年条例第 80 号。以下「給与条例」という。)第 20 条第 2 項, 第 4 項及び第 5 項の規定を準用して算出された額とする。この場合において, 同条第 2 項中「100 分の 130」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」とし, 同条第 5 項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑, 困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と, 「職員の職の職制上の段階, 職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>

第 4 条 取手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>

(取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>375,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	<u>375,000円</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>374,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	<u>374,000円</u>
号給	給料月額								
1	<u>375,000円</u>								
号給	給料月額								
1	<u>374,000円</u>								

2 から 7 まで	(略)	2 から 7 まで	(略)
<p>2 及び 3 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条第 1 項及び第 20 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 23 年条例第 26 号)第 6 条の規定」と、給与条例第 20 条第 2 項中「100 分の 130」とあるのは「<u>6 月に支給する場合には 100 分の 167.5, 12 月に支給する場合には 100 分の 172.5</u>」とする。</p>		<p>2 及び 3 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条第 1 項及び第 20 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 23 年条例第 26 号)第 6 条の規定」と、給与条例第 20 条第 2 項中「100 分の 130」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」とする。</p>	

第 6 条 取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条第 1 項及び第 20 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 23 年条例第 26 号)第 6 条の規定」と、給与条例第 20 条第 2 項中「100 分の 130」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条第 1 項及び第 20 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 23 年条例第 26 号)第 6 条の規定」と、給与条例第 20 条第 2 項中「100 分の 130」とあるのは「<u>6 月に支給する場合には 100 分の 167.5, 12 月に支給する場合には 100 分の 172.5</u>」とする。</p>

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条及び第 6 条並びに

付則第4項及び第5項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の取手市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の取手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（次項において「改正後の特別職給与条例」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の取手市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の取手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例又は第5条の規定による改正前の取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

- 4 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の取手市職員の給与に関する条例第12条の3の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（市規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の取手市職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）第12条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で市規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の給与条例第12条の3第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の給与条例第12条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

- 5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

（市規則への委任）

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。